

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年3月15日

金 曜 日

号 外(6)

目 次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

富山県公安委員会規則第1号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生活安全部の項中「少年課」を「少年女性安全課」に、同表刑事部の項中「港湾地区特別捜査隊」を「国際捜査課」に改める。

第3条の表警務課の項中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 警察官待機宿舎の建設計画に関すること。

第3条の表厚生課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条の表生活安全企画課の項及び少年課の項を次のように改める。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| | (1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関すること。 |
| | (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。 |

生活安全企 画課	<ul style="list-style-type: none">(3) 地域安全活動に関すること。(4) 犯罪の予防及び一般防犯活動に関すること。(5) 行方不明者、酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。(6) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の運用に関すること。(7) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）の運用に関すること。(8) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第 103号）の運用に関すること。(9) 質屋営業及び古物営業の許可等に関すること。(10) 警備業の認定等に関すること。(11) 探偵業の届出等に関すること。(12) 銃砲刀剣類の許可等に関すること。(13) 火薬類の許可等に関すること。(14) 高圧ガス、放射性同位元素等危険物の指導等に関すること。(15) 風俗営業の許可等に関すること。(16) インターネット異性紹介事業の届出等に関すること。(17) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。
少年女性安 全課	<ul style="list-style-type: none">(1) 少年の補導及び少年非行の防止に関すること。(2) 少年犯罪の捜査に関すること。(3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。(4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。(5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。(6) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待に関すること。(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律

	<p>第81号) の運用に関すること。</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号) の運用に関すること。</p> <p>(9) 富山県迷惑行為等防止条例(昭和38年富山県条例第17号) の運用に関すること。</p> <p>(10) 行方不明者発見活動に関すること。</p> <p>(11) 声かけ、つきまとい等の前兆事案の先制・予防的活動に関すること。</p>
--	---

第3条の表地域企画課の項に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。

第3条の表刑事企画課の項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第3条の表港湾地区特別捜査隊の項を次のように改める。

国際捜査課	<p>(1) 国際犯罪捜査の企画指導及び情報の収集・分析に関すること。</p> <p>(2) 国際犯罪捜査に関すること。</p> <p>(3) 国際捜査共助に関すること。</p> <p>(4) 通訳人の育成及び運用並びに警察職員の語学教養に関すること。</p> <p>(5) 伏木富山港周辺地区の治安対策に関すること。</p>
-------	---

第4条の表港湾地区特別捜査隊の項を次のように改める。

国 際 捜 査 課

第14条の表中

富山中央警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課
高岡警察署	刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課

を

「

富山中央警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課
	刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課
高岡警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課
	刑事課 交通課 警備課

」

に改める。

第22条を削る。

附 則

この規則は、平成31年3月25日から施行する。